
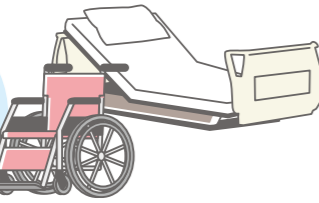



レンタルサービスご利用のしかた


エコールでは、福祉用具貸与の指定居宅サービス事業者として運営基準を遵守し、お客様に安心してご利用いただけるサービスを心がけています。


- 1 ご相談
お問い合わせ**



 1. お客様からの福祉用具等のご相談・お問い合わせには、福祉用具専門相談員が対応いたします。
 2. まだ居宅介護支援事業所(ケアマネ機関)への申込、ケアプラン作成のご依頼をされていない場合は、事業所をご紹介します。
- 2 福祉用具
の選定**

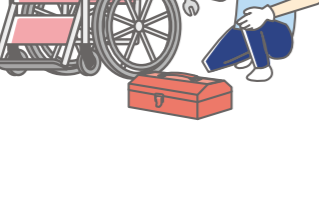

 1. お客様が在宅で生活されるために、最も適した福祉用具についてアドバイスさせていただきます。
 2. レンタルサービスのしくみ、料金お支払い方法等のご説明をさせていただきます。
 3. 最終的にお客様に商品を選んでいただきます。
- 3 納品**


 1. 福祉用具専門相談員との打ち合わせでご利用される福祉用具が決定すれば、商品の納品日を相談し決定いたします。
 2. 納品は専用の車両を使用し、福祉用具専門相談員が訪問いたします。
- 4 商品の
説明・調整**


 1. 納品した商品について取り扱い説明書の内容を用いて説明し、お客様に合わせて調整いたします。
 2. 実際に商品を使用していただきながら、使用方法を使い慣れるまでご説明いたします。
- 5 契約**


 1. 商品を最終的に確認していただき、ご契約をさせていただきます。
 2. ご契約に際しては、契約内容をご説明し、了承を得てから契約書に必要事項をご記入いただき、契約書を作成いたします。
- 6 アフター
サービス
(メンテナンス)**


 - 適合状況の確認(フィッティング)
 - 1. 実際にご利用いただいて約1週間後に、訪問等により再度適合状況の確認をさせていただきます。
 - 2. ご利用状況によって、使用方法の再説明や他の商品のご提案をさせていただきます。
 - 使用状況の確認(モニタリング)及び定期点検・交換
 - 1. 定期的に使用状況の確認をさせていただきます。
 - 2. 訪問時には、消耗品や不具合の点検、清掃を行います。
 - 3. 必要に応じて、同一商品との交換をさせていただきます。
 - 4. 万一、故障等が発生した場合には、お問い合わせ窓口へご連絡ください。修理、交換等を速やかに行います。
- 7 解約・
引き取り**


 1. 商品を返却される場合は、お客様より電話等でレンタル終了のご連絡をお願いいたします。原則として、ご連絡いただいた日を解約日とさせていただきます。
 2. 引き取りの日時を打ち合わせし、専用の車両で引き取りを行います。

レンタル料金の見方

月額希望レンタル料 0,000円

1ヶ月の
レンタル料金です。

ご利用者負担額(月額)

000円

介護保険で認定された場合にお客様にお支払いいただく料金です。

(月額希望レンタル料の1割負担)

※カタログ上の表記は、1割負担の金額となります。ご利用者様の負担割合が変更になる場合は、「ご利用者負担額」も変更されます。詳しくはお問い合わせください。

※ただし、以下の場合はレンタル料金の全額がご利用者負担となります。

- 介護保険で認定されていない場合
- 介護保険でご利用限度額を超えている場合
- 認定結果等により介護保険適用外となった場合

レンタル料金について

1. レンタルは1ヶ月単位でのご利用となります。
2. レンタルの開始月と終了月のレンタル料は、以下のようになります。

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----------------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | レンタル開始月の レンタル料 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 契約日その月の 15日以前:1ヶ月分 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 契約日その月の 16日以降:半月分 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----------------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | レンタル終了月の レンタル料 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 解約日その月の 15日以前:半月分 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 解約日その月の 16日以降:1ヶ月分 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | | |

※ただし、短期の場合などレンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合は、レンタル料は1ヶ月分となります。

搬入・搬出料について

1. 搬入・搬出料は、基本的にレンタル料に含まれています。(一部商品を除く)
2. ただし、以下の場合は搬入・搬出にかかった費用をお客様とご相談の上、別途お支払いいただきます。
 - 搬入・搬出作業の際、特別な作業や措置が必要な場合
 - 長距離・山間部・離島等への搬入・搬出業務
 - 介護保険の指定事業所として登録した通常サービス地域以外への搬入・搬出業務
 - 契約期間中にお客様の転居等のご都合により、レンタル商品の移動を行う場合

レンタル料金の請求について

1. レンタル料のお支払いは、毎月末締めにて所定の方法でお支払いいただきます。
2. **非課税**のマークが付いている商品には消費税がかかりません。また課税対象商品の消費税は表示料金に含まれています。(内税表示)
 - ※ ベッドレンタルをご利用の場合 → ベッド本体が非課税対象商品の場合、マットレス・サイドレールも**非課税**扱いとなります。ただし、単独でのマットレス・サイドレールのご利用やベッド本体が課税対象商品の場合は、課税対象となります。
 - ※ 消費税率の変更があった場合には、課税対象商品の希望レンタル料を見直す場合があります。
3. 万が一、レンタル料のご請求にもかかわらず、お支払いいただけない場合には、商品を引き上げさせていただく場合があります。

その他サービスご利用の注意点

1. レンタル商品のご購入への切り替えはいたしません。ご了承ください。
2. レンタル期間中の商品について、
 - 同じ種類の商品の変更の場合 <例(特殊寝台:アウラ電動ベッド → 楽匠Zシリーズ3モーション)>
 - ・その月の15日以前に変更した場合は、変更後の商品の月額レンタル料が適用となります。
 - ・その月の16日以降に変更した場合は、変更前の商品の月額レンタル料が適用となります。
 - 違う種類の商品への変更の場合 <例(特殊寝台付属品:エアロイーグル → 床ずれ防止用具:オスカー)>
 - ・現在契約中の商品を解約していただき、新たな商品について契約させていただきます。
3. 万が一、故障等が起きた場合には、お問い合わせ窓口にご連絡ください。速やかに修理・交換等の手配をいたします。ただし、故意または間違った使い方による故障の場合には、別途料金をいただく場合があります。

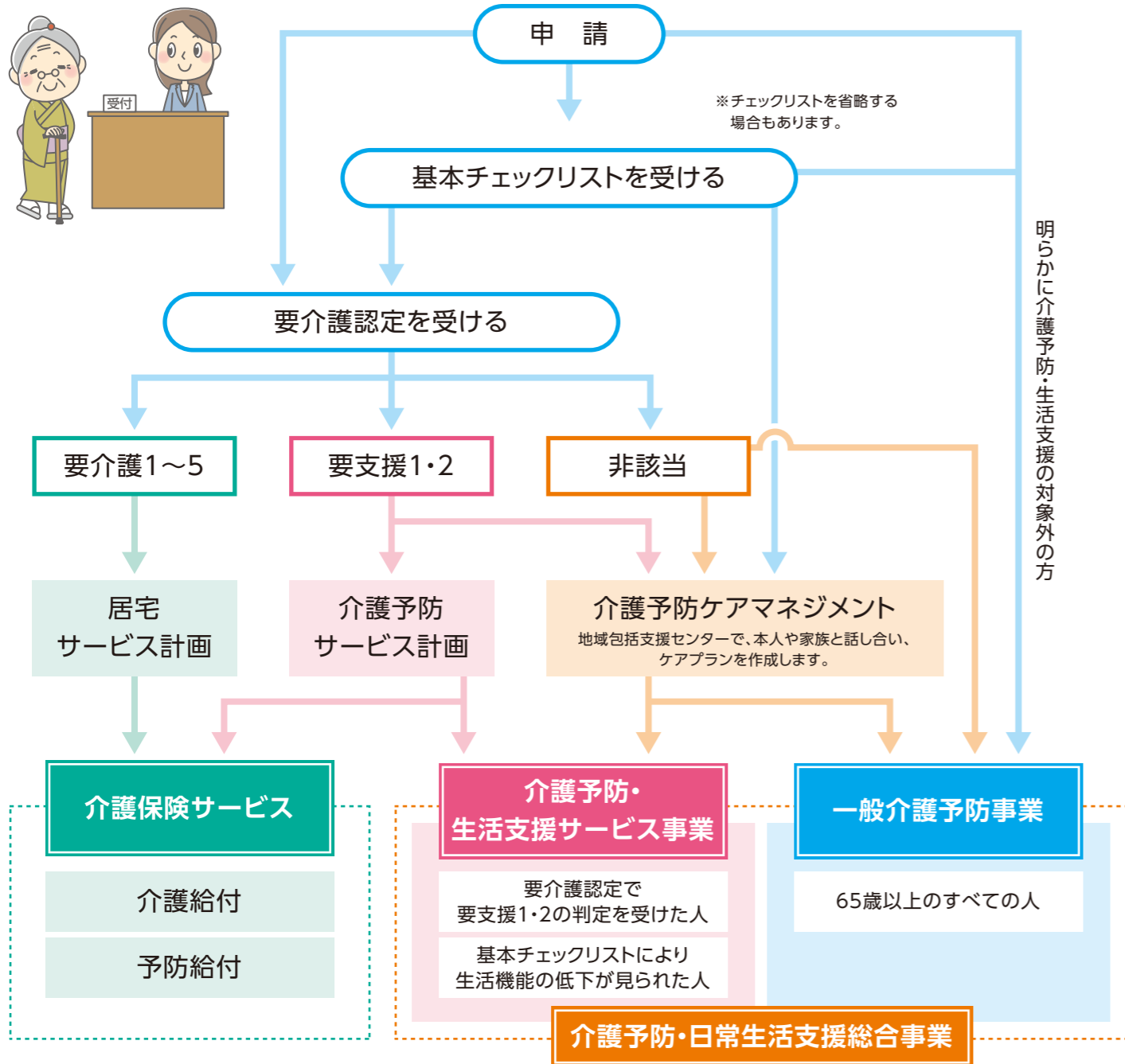
介護保険制度について

介護保険制度の被保険者

| | 加入者 | サービスを利用できる方 | 保険料の支払い |
|---------|------------|--|------------------------|
| 第1号被保険者 | 65歳以上の方 | 介護や支援が必要であると認定された方 | 原則として年金から天引き |
| 第2号被保険者 | 40～65歳未満の方 | 加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要であると認定された方 | 加入している医療保険の保険料に上乗せして加入 |

利用までの流れ ※各地域によって実施状況は異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



※介護保険制度の運営主体(保険者)は、市町村および特別区です。※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

福祉用具の貸与(レンタル)

福祉用具の貸与(レンタル)とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある場合、ご自宅等で、車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。介護保険で要介護・要支援認定を受け、ケアマネジャーが作成するサービス計画の中で福祉用具が必要であると判断されれば、月額希望レンタル額の1～3割の負担額でレンタルを利用することができます。

給付対象となる福祉用具貸与の種目

要介護度の軽度者に対する福祉用具貸与について

要介護状態区分により原則として、保険給付の対象にならない種目があります。ただし、特定の条件に該当する場合は、一定の手続きによって例外的に保険給付を受けることができます。詳しくは福祉用具専門相談員までお問い合わせください。